

平成25年度第2回 鶴岡市林業振興協議会次第

日時 平成26年3月6日(木) 午後1時30分～

会場 鶴岡市役所6階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

農林水産部長

会長

3. 協 議

・鶴岡市森林整備計画の変更(案)について

資料No. 1

4. 報 告

① 地域森林整備推進協定について

資料No. 2

(国有林と民有林との森林共同施業団地設定)

② 平成26年度鶴岡市林業振興事業について

資料No. 3

5. 意見交換

6. その他

7. 閉 会

鶴岡市林業振興協議会委員名簿

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日

役職	氏名	区分	団体	地域	選出区分	3/6 出欠
副会長	野堀嘉裕		山大農学部 教授		学識経験を有する者	○
	西真		庄内森林管理署 署長			○
	藤井博喜		庄内総合支庁 森林整備課長			○
	菅原勝		出羽庄内森林組合 代表理事組合長		森林組合その他農林 業関係機関並びに関 係団体	○
会長	佐藤重夫		温海町森林組合 代表理事組合長	温海		○
	本間文夫		鶴岡地区生産森林組合 連絡協議会会長			○
	宮守松右エ門		林業士	鶴岡	林業従事者の代表者	○
	上林幹夫		林業士	藤島		○
	鈴木隆一		林業活性化研究会委員	温海		○
	伊藤文一		林業活性化研究会委員	朝日		○
	岩浪春吉		榑岩浪木材センター 代表取締役	鶴岡	木材流通加工業者の 代表者	○
	栗本正志		榑大和 会長	鶴岡		○
	佐藤友和		山形県建設業協会 鶴岡支部長			○
	斎藤留吉		山形県建築士会 鶴岡田川支部長			○
	加藤周一		庄内の森林から始まる家 づくりネットワーク鶴 岡・田川 事務局長		林業研究グループ	○

全 1 5 名

鶴岡市林業振興協議会事務局名簿

平成25年度

No	所属	役職名	氏名	備考
1	農林水産部	部長	五十嵐 正一	
2	農山漁村振興課	課長	小笠原 健	
3	農山漁村振興課	主査	蛸井 弘	
4	農山漁村振興課	主査	上野 衛	
5	農山漁村振興課	主査	渡辺 智之	
6	農山漁村振興課	専門員	工藤 博	
7	農山漁村振興課	専門員	渡部 久美子	
8	農山漁村振興課	技師	瀧澤 誠介	
9	藤島庁舎	産業課長	蓮池 昇	
10	羽黒庁舎	産業課長	岩城 公志	
11	櫛引庁舎	産業課長	佐藤 浩	
12	朝日庁舎	産業課長	土田 宏一	
13	温海庁舎	産業課長	五十嵐 勇一	
14	出羽庄内森林組合	管理課長	菅原 吉明	オブザーバー
15	温海町森林組合	管理課長	鈴木 伸之助	オブザーバー

鶴岡市林業振興協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における林業振興計画の策定等に関する事項を協議するため、鶴岡市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 森林整備計画の策定に関する事項
- (2) 前号の計画に基づく事業の重要な実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 森林組合その他農林業関係機関及び関係団体の代表者
- (3) 林業従事者の代表者
- (4) 木材流通加工業者の代表者
- (5) 林業研究グループ代表者
- (6) 林業改良指導員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 協議会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、農林水産部農山漁村振興課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

鶴岡市森林整備計画の変更（森林法第 10 条の 6 の 3 項に基づく変更）

・変更の内容

1. 人工造林に関する事項の変更（条文の追加）

- ・伐採跡地の人工造林をすべき期間について、鶴岡市における焼畑等による伐採跡地の利用の現状を踏まえた期間を設定。

2. 森林法施行規則の改正（平成 26 年 2 月 4 日）に伴う変更

- ・「路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域」の設定。

・森林法施行規則第 33 条の改正

森林経営計画策定にかかる一体として整備することを相当とする森林の面積基準の改正（同規則第 33 条の 1 のロ）

・森林経営計画制度の見直

平成 24 年度から施行された森林経営計画制度では林班単位での施業集約化を図る計画（林班計画）の策定を義務付けていたが、現場実態を踏まえ地域の実態に即した一定の区域を設定し、その中で 30 ha をまとめるという新たな面積要件が追加された（区域計画）。同区域は市町村森林整備計画制度等の運用について第 1 項 1 の（10）に基づき市町村森林整備計画に定める。

森林経営計画制度の見直しの概要

- 1 森林経営計画の見直しに係る新たな作成要件について
 - ・ 地域の実情に応じた多様な主体による森林経営計画の作成を促進するため、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域（以下「区域」という。）において、30ha以上の森林（人天別は問わない。）を対象に森林経営計画を作成できるよう措置。
 - ・ 森林経営計画は、市町村森林整備計画に適合して作成すること等から、市町村森林整備計画において区域を設定。
 - ・ 森林経営計画には、補助金や税制上の特例等が措置されていることから、区域の設定に当たっては、森林経営計画制度の趣旨に照らして適切なものとする必要（効率的かつ持続的な森林経営につながらない不適當な区域設定を行うことは、本制度の形骸化を招くだけでなく、各種特例等の必要性に疑義が生じかねないことに留意が必要）。

2 区域の設定について

- ・ 区域は、効率的な森林施業や路網整備等を進めることにより、将来にわたって持続可能な森林経営が行われるものとして、地形その他の自然的条件や林道の開設その他の林業生産基盤の整備状況を勘案し、隣接する10～30個の林班を目安に設定。

自然的条件：大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況等
 林業生産基盤の整備状況：公道も含めた路網の整備状況、森林の所有・管理形態の状況等

- ・ 区域は、市町村森林整備計画における「その他森林の整備のために必要な事項」の「森林経営計画の作成に関する事項」に記載。

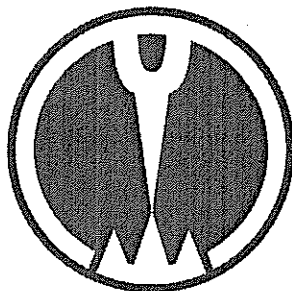
区域名	林班	区域面積 (ha)
〇〇	001、002、004、003、005、006、007、・・・	〇〇.〇〇
××	010、011、013、014、015、016、018、・・・	△△.△△
◇◇	025、026、028、030、031、032、034、・・・	□□.□□

3 共同化の一層の促進について

森林経営計画の認定請求者は、区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう当該計画書の「森林の経営の共同化に関する事項」に森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力する旨を記載。

鶴岡市森林整備（変更）計画（案）

計画期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日



平成26年 月 日 策 定

山 形 県
鶴 岡 市

目 次

I	伐採、造林、間伐保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
	1 森林整備の現状と課題	
	2 森林整備の基本方針	
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林整備の方法に関する事項	4
	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
	1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	2 樹種別の立木の標準伐期齢	
	3 その他必要な事項	
	第2 造林に関する事項	
	1 人工造林に関する事項	
	2 天然更新に関する事項	
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
	4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
	5 その他必要な事項	
	第3 間伐を実施すべき標準な林齢、間伐及び保育の標準的な方法	
	その他間伐及び保育の基準	
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2 保育の作業種別の標準的な方法	
	3 その他間伐及び保育の基準	
	4 その他必要な事項	
	第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
	2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
	第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
	1 作業路網等の整備に関する事項	
	2 作業路網の整備計画	
	3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画	
	第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
	2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方針	
	3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	

4 その他必要な事項

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要事項

III 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 22

- 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 25

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 26

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため
特に整備すべき森林に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

VI 附表

- 別表 1 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期
- 別表 2 公益的機能別施業森林の区域
- 別表 3 公益的機能森林木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
- 別表 4 基幹路網開設・拡張計画
- 別表 5 作業路網の整備計画
- 別表 6 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画
- 別表 7 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画
- 別表 8 森林保健機能の増進に関する各施設整備計画
- 別表 9 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、次表に示す本数を標準として、多様な施業体系や生産目標を勘案して定めるものとするが、効率的な施業体系の実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じて柔軟に植栽本数を決定するものとする。

表Ⅱ－３．人工造林の標準的な仕立て方法

樹種	仕立ての方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て・密仕立て	2,400～3,000	
広葉樹	中仕立て	2,000～6,000	
マツ	中仕立て・密仕立て	2,500～10,000	

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行なうものとする。

表Ⅱ－４．人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵の方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に注意するものとする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保存に努める。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植を原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付ける。
植栽の時期	活着率の高い 4 月～6 月中旬までに行うことを原則とし、秋植の場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（9 月～11 月）に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能森林及び植栽によらなければ適切な更新が困難な森林及び人工造林により更新を行う場合は、森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃防止及び森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、皆伐によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に人工造林を実施するものとする。ただし、皆伐跡地を伝統農法による焼畑等に利用する場合は、利用期間を含み、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 3 年以内に人工造林を実施するものとする。また、択伐によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に人工造林を実施するものとする。

追加条文

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

表Ⅱ－５．天然更新の対象樹種

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 本市に所在する民有林について、森林経営計画を作成する際には、その内容が、この鶴岡市森林整備計画の内容に適合する必要があるため、森林経営計画を作成するにあたっては、特に以下の事項について留意のうえ、適切に計画することとする。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④の森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について別表9に定めるものとする。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

適切な森林整備により森林の多面的機能の維持増進を図る上で、地域の活性化や定住、都市との交流の促進など地域振興を図ることが重要であることに鑑み、地域ごとの特色を生かしながら適正な森林整備を実施するものとする。

また、整備を計画している生活環境施設については、別表8の表1に定めるとおりである。

【鶴岡地域】

高館山自然休養林・下池周辺や気比神社社叢、熊野長峰周辺、金峰山等すでに広く市民に親しまれている天然林については、誰もが気軽に森林に親しめる場であることから、さらに、その施設整備等を推進し、これらを活用することで都市住民との交流を促進し地域の振興を図ることができるよう、適正な維持管理を実施していくものとする。

【藤島地域】

添川地区北山地内の「東屋」は遊歩道を整備しながら、庄内平野・日本海を一望できる里山景観地として住民の憩いの場となっている。また、東北自然歩道（新奥の細道）「根子杉と玉川寺をめぐるみち（藤島～羽黒 約 13 km）」では添川地区米山地内の豊かな森林をふれることができるルートとなっている。今後も里山の自然環境に配慮した森林整備に努めていきながら、地域振興・地域活性化を図っていくものとする。

【羽黒地域】

桜ヶ丘地区の創造の森では散策路で気軽に森林に触れることができ、交流館では様々な交流の場を設けることによって地域振興が進められてきた。また、羽黒山は出羽三山の一つとして全国的な観光地であるため、両者が連携することによって都市との交流を促進すると共に地域の活性化を図るものとする。

別表9 森林法施行規則第33条の1のロに規定される区域

・路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

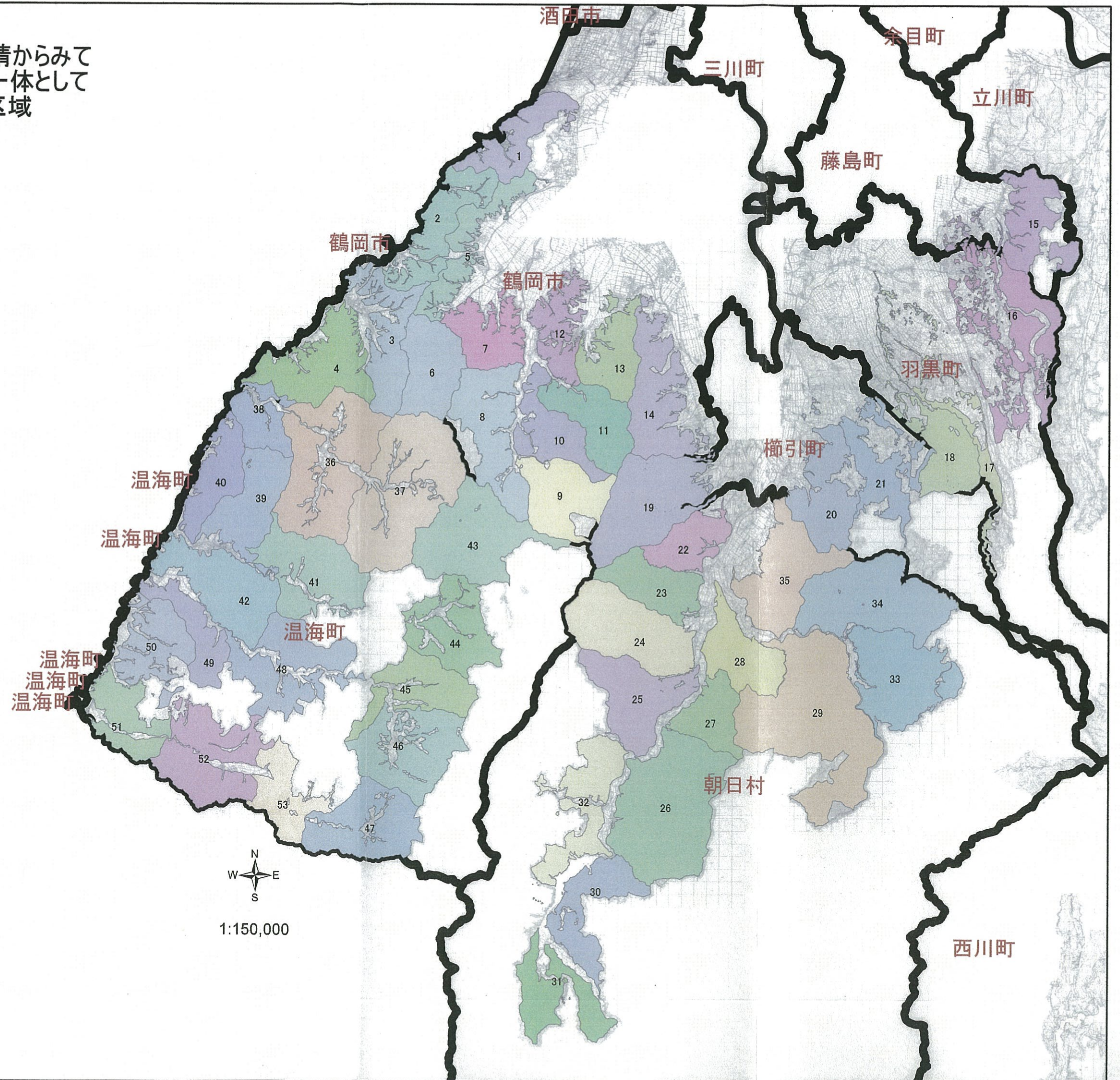
	区域名	林班	区域面積 (ha)
1	下川・弁慶沢・岩倉(鶴岡)	2~6, 165	522
2	由良、油戸(鶴岡)	7~13	763
3	三瀬(鶴岡)	14~29	782
4	板台・宮田・深浦・八森(鶴岡)	30~42, 167	907
5	竹の浦・草井谷・村上山(鶴岡)	43~50, 166	549
6	石川原・向山(鶴岡)	51~56	645
7	萬治ヶ沢・熊野長峰・丑ヶ沢(鶴岡)	57~62 63~68	575
8	里山・西山・堂野入・川内沢・峠下(鶴岡)	69~80	952
9	上野山・東大榎・河倉(鶴岡)	81~90	698
10	入山田・小松沢・古林・舞台・扇之台(鶴岡)	91~101	572
11	大沢・沢道・向坂(鶴岡)	102~111	642
12	七日台・石田・中清水(鶴岡)	112~119 122~124	508
13	舟見台・荒沢・軽井沢(鶴岡)	121 125~133	604
14	金峰・母狩(鶴岡)	134~149	875
	計		9,594
15	藤島(藤島)	1~14	696
	計		696
16	手向(羽黒山・向山)(羽黒)	1~22	1,071
17	川代・西増川山・桜ヶ丘(羽黒)	23~26, 29~31, 38	336
18	荒川・上野新田・天狗森(羽黒・榎引)	27, 28, 32~37, 39, 40, 榎引36, 37	587
	計		1,994
19	勝地(榎引)、畑ノ沢(朝日)	1~17、鶴岡150、朝日1~8	1,219
20	松根(榎引)	18~25	787
21	たらのき代(榎引)	26~35	606
	計		2,612
22	熊出(朝日)	9~19	331
23	本郷(朝日)	20~31	628
24	本郷、砂川(朝日)	32~45	1,122
25	砂川・大針(朝日)	46~60, 179	885
26	花戸(朝日)	61~69, 116~139	1,904
27	松ノ峰・向山(朝日)	70~79	514
28	行沢・上名川(朝日)	80~93	629

29	早田川(朝日)	94~115、231~248	2,262
30	池の平・菅谷(朝日)	140~155	671
31	大鳥(朝日)	156~167	711
32	荒沢・倉沢・松沢(朝日)	168~178、180	808
33	田麦俣(朝日)	181~193	1,013
34	大網(朝日)	194~211	984
35	越中山(朝日)	212~226	1,059
計			13,521
36	山五十川(温海)	1~21	1,544
37	戸沢(温海)	22~44	1,785
38	五十川(温海)	45~48、55~59	448
39	小菅野代・湯温海(温海)	49~54、70~76	820
40	鈴・暮坪・温海(温海)	60~69	550
41	一霞(温海)	77~89	1,084
42	槇代・湯見ヶ代(温海)	90~96、160、161、168~172	1,031
43	菅野代(温海)	97~111	1,111
44	温海川(温海)	112~122	784
45	木野俣(温海)	123~129	755
46	越沢(温海)	130~138	973
47	関川(温海)	139~151	804
48	小国(温海)	152~159、162~167	1,055
49	槇代・浜中(温海)	173~179	484
50	小岩川・早田(温海)	180~190	706
51	早田・鼠ヶ関(温海)	191~195、215~217	576
52	小名部(温海)	196~201、208~214	1,080
53	平沢(温海)	202~207	611
計			16,201
区域計			44,618
下川(鶴岡) 除外 海岸林		1、151~164	261
東増川山(羽黒)除外 広葉樹林		41~46	661
六十里山(朝日)除外 広葉樹林		227~230	355
計			45,895

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて
 造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として
 効率的に行うことができると認められる区域

鶴岡市

1	15	29	43
2	16	30	44
3	17	31	45
4	18	32	46
5	19	33	47
6	20	34	48
7	21	35	49
8	22	36	50
9	23	37	51
10	24	38	52
11	25	39	53
12	26	40	
13	27	41	
14	28	42	



国有林と民有林との森林共同施業団地設定について

◎背景

国有林では、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」に定められた、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用の実現化には、施業の集約化、効率的な路網整備と作業システムへ移行することにより低コスト化を推進する必要があることから、民有林と国有林とが連携し、一体となって効率的な森林経営を行うために、官民界を超えた『森林共同施業団地』を設定するもの。

この協定の中では、間伐材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携した間伐を実施し、可能な限り搬出販売することにより、公共建築物や住宅への建築材料をはじめ、木質バイオマスへの積極的な利用など、間伐材の安定的な供給と利用促進に努めることとしている。

◎内容

天狗森国有林、鶴岡市市有林（羽黒地区大坂、たらのき代天狗森）、山形県林業公社、出羽庄内森林組合の4者による『天狗森・大坂地域森林整備推進協定』と温海地内で行われる『念珠関地域森林整備推進協定』（鍋倉国有林、山形県林業公社、温海町庄内森林組合）の3者による協定を行う。

◎事業計画

○『天狗森・大坂地域森林整備推進協定』 区域面積 776.30ha

・規模 民有林 34 林班他 5 (373.42ha) + 天狗森国有林 56・57 林班 (402.88ha)

・事業内容

所有形態	施業種	単位	H26	H27	H28	H29	計
全体	皆伐	ha		3.55	0.00	1.83	5.38
	間伐	ha		32.00	69.40	43.47	144.87
	利用材積	m ³		2,960	3,868	3,120	9,948
	林業専用道	m		2,700	200	0	2,900
	森林作業道	m		1,300	6,600	2,900	10,800

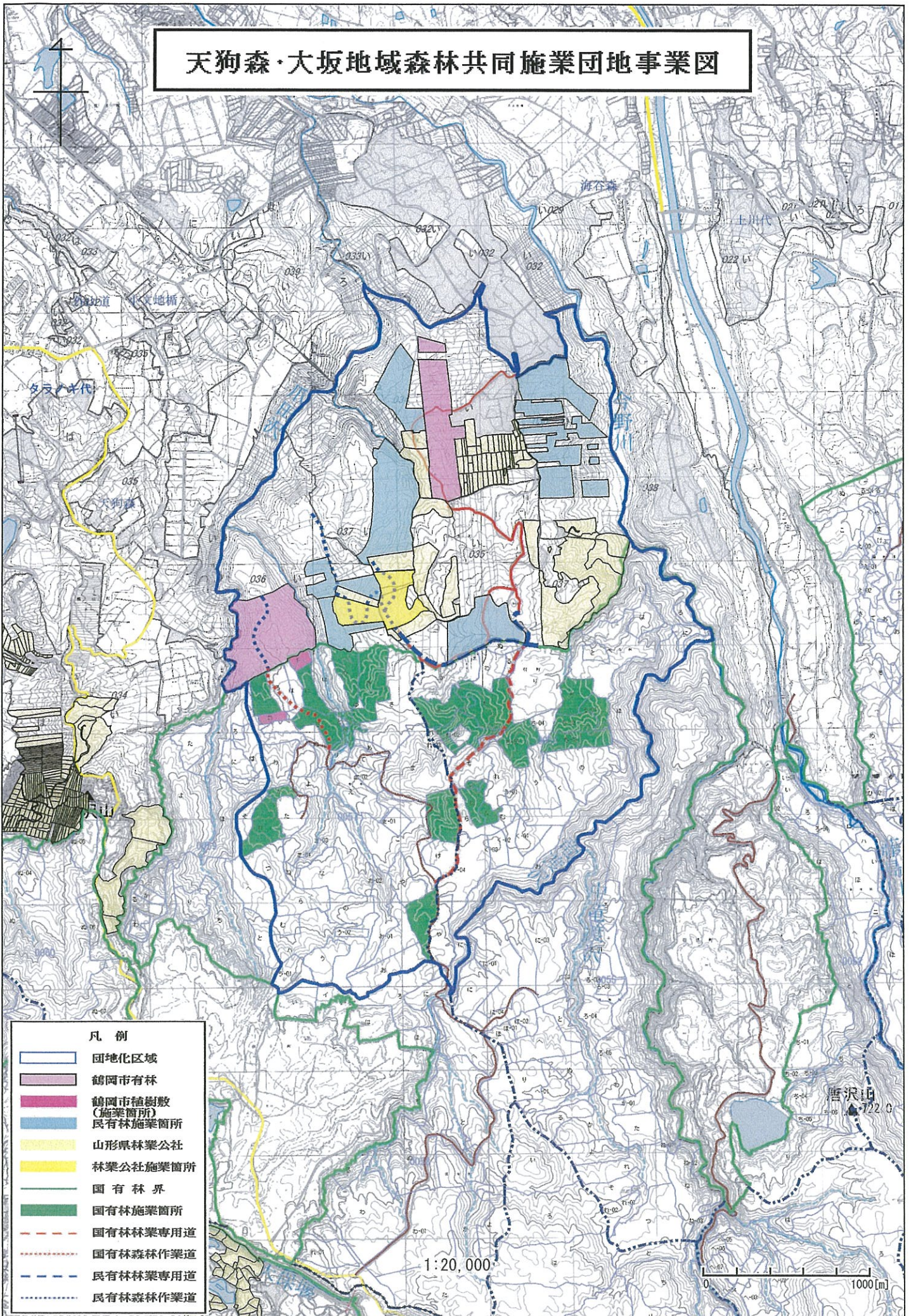
○『念珠関地域森林整備推進協定』 区域面積 1,083.18ha

・規模 民有林 175 林班他 9 (688.87ha) + 鍋倉国有林 184 林班他 3 (394.31ha)

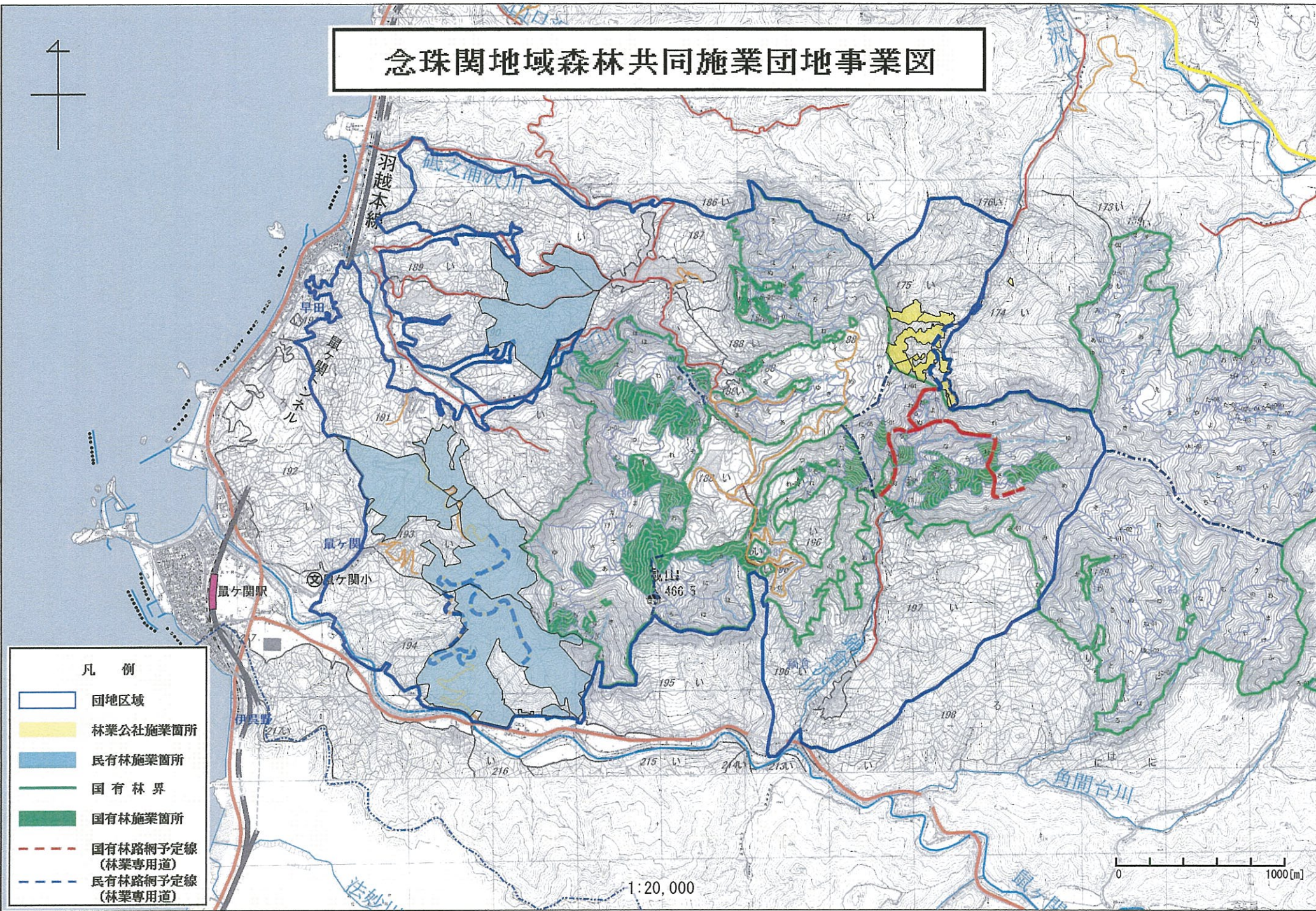
・事業内容

所有形態	施業種	単位	H26	H27	H28	H29	計
全体	皆伐	ha	0.82	3.27	0.00	5.67	9.76
	間伐	ha	30.78	80.59	2.97	54.99	169.33
	利用材積	m ³	2,584	8,077	159	5,552	16,372
	林業専用道	m	2,600	1,000	1,900	1,000	6,500
	森林作業道	m	3,000	7,000	300	4,600	14,900

天狗森・大坂地域森林共同施業団地事業図



念珠関地域森林共同施業団地事業図



凡 例

- 団地区域
- 林業公社施業箇所
- 民有林施業箇所
- 国有林界
- 国有林施業箇所
- 国有林路網予定線
(林業専用道)
- 民有林路網予定線
(林業専用道)

1:20,000

0 1000[m]

平成26年度 農山漁村振興課所管主要事業概要書 【林 務】

鶴岡市総合計画 基本計画の後期計画及び実施計画（25～27）の事業を展開により、林業の振興と森林資源の有効活用を図っていく。

特に、森林バイオマスの利活用による鶴岡市林業の再生が大きなテーマとなる。

重点課題

- ・ 林道・作業道整備の路網整備
- ・ 持続可能な森林経営を目指した集約化施業の推進
- ・ 地域産木材の活用促進
- ・ 市民や企業などとの協働による森づくり活動の推進
- ・ 森林バイオマスの利活用の推進
- ・ 全国育樹祭、やまがた里山サミット関連事業等の対応

I 適正な森林経営と循環システムの構築

(1) 林道・作業道の路網整備と適切な維持管理

- ①林道開設工事 （事業主体：県市 国庫補助事業 2路線）
 ・ 三瀬矢引線 ・ 八方峰線
- ②林業専用道開設工事 （事業主体：市 国庫補助事業） 向田線
- ③森林組合が事業主体となって開設した事業に補助金を交付
 国庫補助事業に該当した開設について自己負担が10%になるよう嵩上げ
- ④森林組合等の小規模作業道開設に対して市の単独補助 68%
- ⑤森林組合等の作業道敷砂利等改良に対して市の単独補助 1,500円/m
- ⑥林道・作業道の改良工事費：市単独費 舗装改良工事 三瀬峠線

(2) 持続可能な森林経営を目指した集約化施業の推進

森林経営計画の推進により、小規模所有者の集約化を推進し、効率的な森林施業による森林所有者への利益還元を目指す。 250ha

(3) 間伐の推進

森林施業支援事業	343ha	
森林整備促進・林業再生事業	27ha	合計 472ha
美しい森林づくり基盤整備交付金事業	102ha	
		(市有林 50ha 含む)

(4) 再造林推進補助事業（予算 550 千円）

再造林事業に対して 国庫補助に上乘せし林家負担が10%になるよう市で補助する。

(5) 地域産木材の活用促進

- ①庄内の森林から始まる家づくりネットワークへの支援（事務局：当課）
 事業：柱 50 本プレゼント事業・家づくり体験ツアー等
- ②つるおか住宅活性化ネットワークへの事業協力（事務局：建築課）
 事業：「つるおか住宅」モデル住宅への支援等
- ③鶴岡市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針の策定 H24. 3
 内容：鶴岡市において、地域産木材を公共施設（学校・体育館・図書館等）へ積極的に活用

II 森林環境の保全

市民や企業などとの協働による森づくり活動の推進

(1) 企業の森づくり活動への対応

- ①「JTの森鶴岡」平成26年度から2期目の取組
- ②「月山やすらぎの森」(主体は羽黒庁舎)

(2) 森林環境学習の実施

①森林環境教育推進事業の推進

学習の森林づくり事業(油戸)、ブナの森を育てる環境保全事業(羽黒)、天魄山自然学習等事業(温海)、木の香り・森とのふれあい事業(未就学児の森林体験、積み木の貸し出し)

②広葉樹の森再生プロジェクト

③魚の森づくり事業

油戸、堅苔沢、鼠ヶ関

(3) 森林病虫害防除事業への取組み

松くい虫、ナラ枯れの調査と防除・駆除事業

III 地域資源としての森林の利活用

(1) 特用林産物の振興対策(予算 700 千円)

流通・販売サイドと結びついた取り組みとして再編

(2) つるおか大産業まつり(庄内森とみどりのフェスティバル)

10月18日(土)、19日(日)

IV 森林バイオマスの利活用

(1) 木質バイオマス発電事業への対応 (予算 30,600 千円)

(2) スギ間伐材を木質バイオマス資源(スギペレット)として利用促進するため、スギ間伐材の運搬経費を市単独で支援する。(予算 1,300 千円)